【2026年】ビジネスをとりまく自然・生物多様性の動向：

TNFD、SBTs for Nature、ISO17298など

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

2025年はCBD COP16のローマ再開セッションに始まり、国連海洋会議（UNOC3）、そしてUNFCCC COP30と、ネイチャーポジティブの議論がグローバルで深化した1年でした。いずれの国際会議の場においても、自然・気候・社会的包摂（人権）の統合アジェンダが示され、企業にもそれらを一体で管理する新たな責任と機会が生まれてきたといえます。そして2026年10月に開催が予定されているCBD COP17では昆明–モントリオール世界生物多様性枠組の実施進捗評価（グローバル・ストックテイク）と次フェーズへの戦略策定が主要議題として予定されており、CBD COP17に向けて、企業に対する情報開示や資金動員を後押しする動きも加速化するものと考えられます。

本稿ではこうした国際的な動向を踏まえ、2026年に企業が自社の自然リスクを競争力に変えるための準備として何が必要かについて、解説します。

目次

はじめに　- 2025年のネイチャーポジティブの議論-

ビジネスのネイチャーポジティブへの貢献を支援するイニシアチブの動向

1. TNFD：開示の本格化とISSBによる標準化
2. SBTN：SBTs for Natureの現在地
3. ISO：初の生物多様性規格ISO17298発行の意味

おわりに　- 自然リスクを競争力に変えるために -

森さやか
KPMGあずさサステナビリティ株式会社
マネジャー

© 2026 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

はじめに - 2025年のネイチャーポジティブの議論 -

2025年は、国際会議を通じてネイチャーポジティブに向けた議論が一段と成熟した年だったといえます。2024年コロンビアで開催されたCBD COP16での議論が中断したことを受け、2025年2月にローマで再開された会合では、昆明 - モントリオール世界生物多様性枠組（GBF）実装の加速と、資金・モニタリングについて本格的な議論が行われました。この会合で2030年ターゲット達成に向け、進捗測定の仕組みの強化（指標、報告サイクル、レビュー体制）について合意形成が進んだことで、企業は自社の自然への影響や依存度をより正確に把握し、サプライチェーン全体での対応を一段と進める必要性が高まったと考えます。

6月にフランスとコスタリカ共催で実施された国連海洋会議（UNOC3）では、2030年までに世界の海の30%を保護することを目指す「海洋分野の30by30」の実装とブルーエコノミーと海洋金融の強化について議論が行われました。この会合では、海洋環境の保全と持続可能な海洋経済（ブルーエコノミー）を支えるために金融機関が海洋関連の持続可能な事業へ資金提供を行う「ブルーファイナンス」が注目を集め、企業には海洋分野での影響評価と、TNFDの海洋関連項目への本格対応が求められるきっかけにもなったと考えます。特に海運・食料・観光など海洋への依存が高い産業においては、自然資本の健全性が事業の継続性を左右するとの認識が広まり、それを前提とした経営戦略を打ち出す企業が増えてきています。

そして、11月にアマゾンという象徴的な場所で開催されたUNFCCC COP30では、自然と気候の統合アプローチ（Synergy）が主要テーマとして浮上し、「ネイチャーCOP」とも呼ばれました。「Tropical Forest Forever Facility （TFFF、熱帯林永続のための資金メカニズム）」が発足するなど、自然関連のファイナンスの議論も一段と加速しました。またネイチャーポジティブとネットゼロの同時達成は2030年までに不可欠であるとして議論され、気候と自然と土地利用（コミュニティ）を1つの政策体系として整合させるべきという方針が強調されました。このCOP30での議論は、企業に対して、GHG削減と森林・水・土壌・生物多様性といった自然資本への配慮を包括的に捉えた戦略づくりに加え、地域社会やIPLCs（Indigenous Peoples and Local Communities／先住民および地域コミュニティ）と協働しながら公正な移行（Just transition）を進める重要性を強く印象付ける内容であったといえます。

さらに、COP30期間中には、こうした統合的な政策議論を実務レベルで支える基盤として、企業や政府が自然への影響・依存を共通の方法で測定できるようにする「Nature Measurement Protocol（自然測定プロトコル）」の開発が開始されたことも大きな話題となりました。自然測定プロトコルは、自然関連の成果を「どう測り、どう示すか」という長年の課題に対する国際的な解決策の1つとして期待されます。

© 2026 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

図1　自然・生物多様性領域におけるCOP30成果の考察

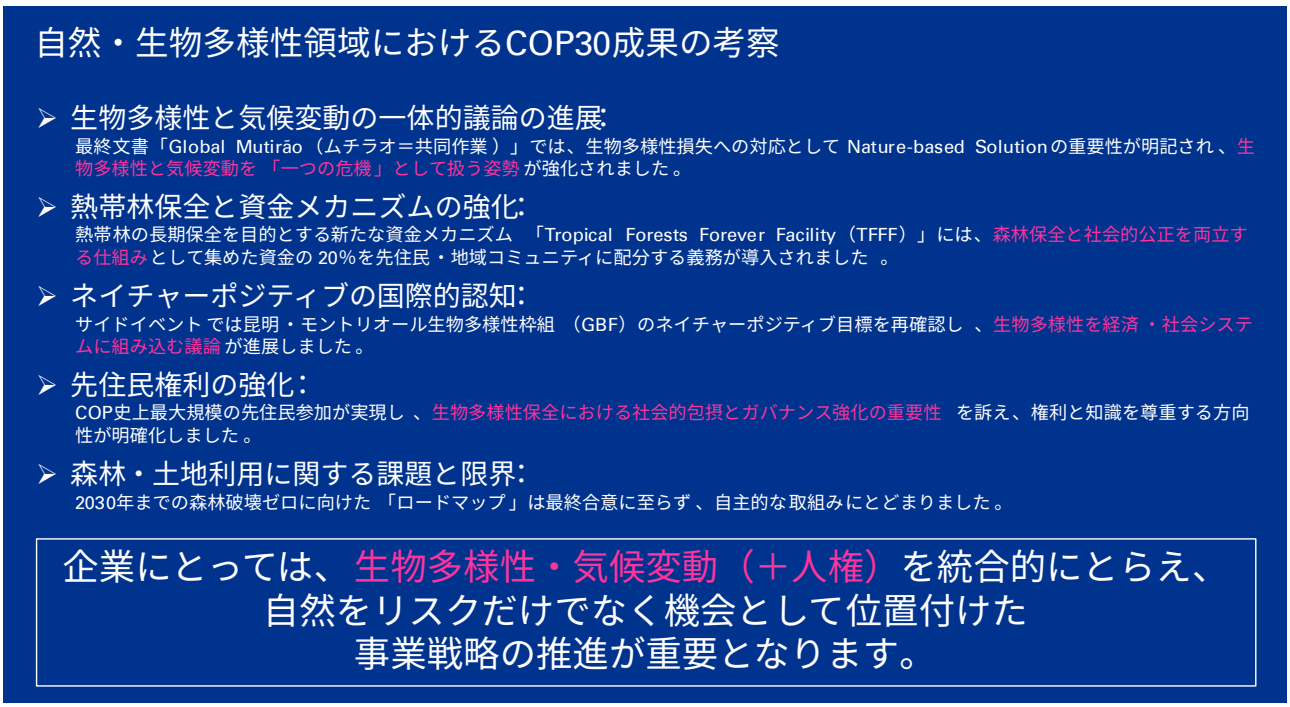

出典：UNFCCC COP30最終文書「Global Mutirão」（2025）等UNFCCC公表情報を基にKPMG作成

このように、2025年の国際議論を通じて、企業に求められるネイチャーポジティブへの対応は、単なるリスク把握や個別テーマの対処を超え、統合的かつ測定可能なアクションへと大きくシフトしつつあると考えます。こうした流れのなかで、企業が自社の自然関連リスク・機会を適切に把握し、戦略へ統合し、ステークホルダーに説明可能な形で行動を進めるためには、信頼できる枠組み（フレームワーク）や規格の存在が不可欠になっています。次章では、企業のネイチャーポジティブ経営を後押しする主要イニシアチブ（TNFD、SBTN、ISO）の動向を概観します。

ビジネスのネイチャーポジティブに向けた行動を支援するイニシアチブの動向

1．TNFD：開示の本格化とISSBによる標準化

2023年に自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の最終提言（v1.0）が公表されて以降、多くの企業がTNFD提言に沿った開示の準備を進め、2025年のレポーティングサイクルでは自然関連情報の開示が本格化しました。TNFD提言に基づく自然関連情報の開示をコミットしたTNFD Adoptersは11月には733組織に拡大し、その中の上場企業の時価総額は9兆ドル以上、同じくTNFD Adoptersとなった金融機関の運用資産（AUM）は22兆ドル超になったことが明らかになりました。なお、日本のTNFD Adoptersは210組織と世界でも突出しており、日本が自然関連開示において先進国と位置付けられています。これらの動向から、2025年は企業が自然関連課題を評価する際の基盤として、「影響（impact）・依存（dependency）・リスク・機会」というTNFD特有の枠組みが実質的な共通言語として定着したといえます。

また TNFD は、開示フレームワークの普及を踏まえ、次のステップとして UNFCCC COP30 期間中に「自然移行計画ガイダンス」を公表しました。このガイダンスは、企業が LEAP アプローチで特定した依存・影響・リスク・機会を踏まえ、どの自然課題に、いつまでに、どのように対応するために変革していくかを戦略にまとめるためのものです。内容は Glasgow Financial Alliance for Net Zero （GFANZ）や移行計画タス

© 2026 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

クフォース（TPT）が提案する移行計画の構成と整合しており、ガバナンス・戦略・実行計画・指標と目標・ステークホルダー協働の 5 要素から成ります。本ガイダンスの公表により、自然資本に関する取り組みが単なる情報開示を超えて、企業の中期経営計画や資本配分戦略までを包含した統合的な戦略として位置付けられることが期待されます。

図2　TNFD「自然移行計画ガイダンス」のポイント

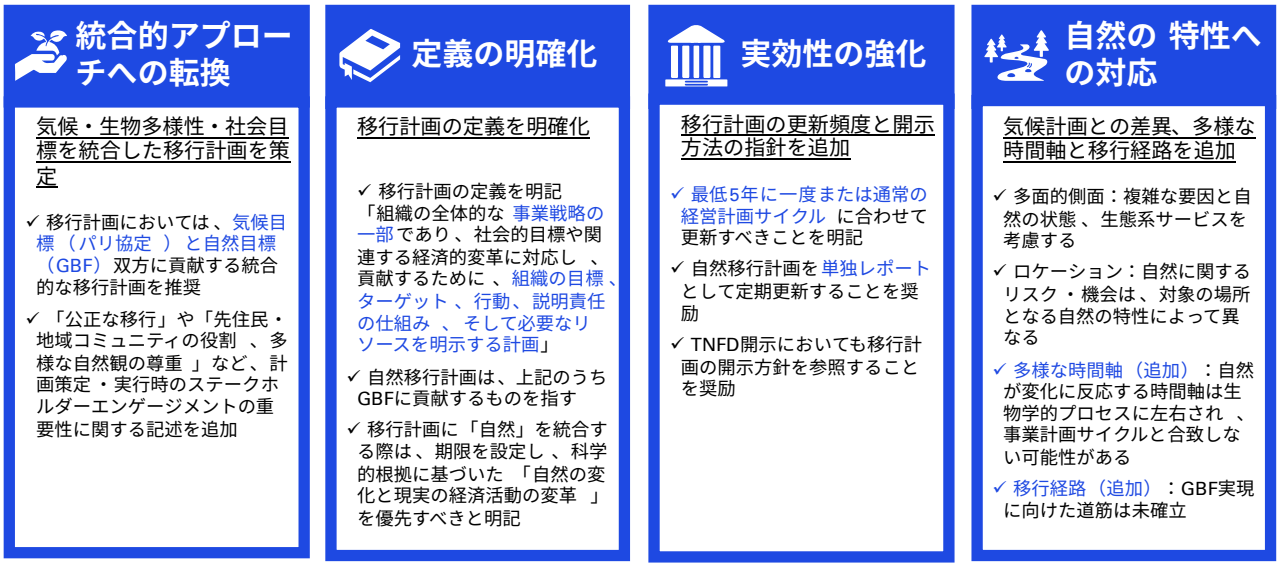

出典：Guidance on nature in transition plans（2025）を基にKPMG作成

さらに、2025年4月にはIFRS財団とTNFDの正式な協定（MoU）が発表され、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）のBEES（生物多様性・生態系・生態系サービス）プロジェクトやSASB基準強化に、TNFDの知見を組み込むための連携が一段と強まりました。こうした協働枠組みを背景に、ISSBは11月にTNFDの推奨事項や指標、LEAPアプローチを参照しながら、自然関連の追加開示要求に関する標準設定に向けて作業を進める方針を公表しました。このISSBの公開草案（Exposure Draft）は2026年CBD COP17までに公表することを目標としています。これら一連の動きは自然関連開示の国際的な整合性を高め、世界的な共通基盤づくりを加速させるものと考えます。そして、将来的には各国がISSB準拠の開示制度を整備することに伴い、自然関連開示が事実上の規制へと近づく公算が高いといえます。さらに、TNFDを参照した自然関連情報がIFRS S1/S2の拡張としてグローバル・ベースラインに統合され、投資家の比較可能性が飛躍的に向上することが予想されます。

※TNFDについて詳細を知りたい方は弊社解説ページ「TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）」をご参照ください。

2．SBTN：SBTs for Natureの現在地

2025年は、企業が本格的に自然に関する科学的目標（SBTs for Nature）に取り組み始める転換点となったと考えます。Science Based Targets Network（SBTN）の発表によると世界で150社超が目標設定の準備段階に入り、25社が優先課題の特定や目標の公表へと進展しています。さらに、陸域（Land）および淡水（Freshwater）領域では、50件を超えるターゲットが正式に検証されました。また10月に開催されたUNFCCC COP30のタイミングで、「Step Up for Nature」キャンペーンが開始されました。これは、自然破壊の加速に対して、企業が科学に基づく行動、すなわちSBTs for Natureの設定を促すプログラムで、2026年に開催される国連生物多様性条約（CBD）COP 17のグローバル・ストックテイクに向けた取組みです。

また、技術ガイダンスの整備も進みました。とりわけ、海洋（Ocean）領域は前述の国連

© 2026 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

海洋会議（UNOC3）で海洋保全に向けたアクションが加速した動きも踏まえて、ビジネスにおいても注目が高まっている領域です。SBTNからは目標設定のための初の技術ガイダンス（V1）が公表され、シーフード関連の企業6社がパイロットテストに参加しました。

図3　海洋のSBTsの概要

1.　過剰な漁獲の回避と削減　　ー天然漁業および養殖業が対象

- ✓ **乱獲された資源で製造された商品への依存を回避**　する、および、海洋景観（海洋生態系を構成する空間）や資源管理区域内における漁業の改善活動（イニシアチブ）に参加し、**海洋資源の乱獲を軽減** する。
- ✓ 自社で操業している天然漁業のほかに、天然漁業から飼料を調達している**養殖業も対象**。

2.　海洋生態系の保護　　ー天然漁業および養殖業が対象

- ✓ 海洋環境と海域から陸地への遷移的環境　（汽水域など）における **構造的生息地　（サンゴ礁など ）への影響を回避・軽減**する。
- ✓ サプライチェーン上流がスコープとなる場合　、対象地域で行われている影響を回避　・軽減する活動（イニシアチブ）への参加を通じて保護に関与。

3.　ETP種の漁業からの保護　　ー天然漁業が対象

- ✓ 絶滅危惧種、準絶滅危惧種、保護種（**ETP**、Endangered, Threatened, and Protected）に指定された海洋生物の個体群への天然漁業による影響に対処（操業停止、操業方法改善など）する。
- ✓ 将来的に、漁業を超えて、海洋に影響を与える多様な産業全体からの影響に対処するための目標指針の基盤となる。

出典：Step 3 Ocean Technical Guidance V1を基にKPMG作成

また、土地利用および淡水利用についても、目標設定の改訂版ガイダンス（V2）のドラフトがそれぞれ公表されました。いずれのドラフトも2026年に正式版が公表予定で、その他のガイダンスを含むSBTs for Natureに関する一連のガイダンス類が、2026年内に完成する見通しとされています。

土地利用のガイダンスの改訂では「自然状態の維持・回復」を直接管理する「土地の健全性（Land Health）」に関する指標が導入され、従来の土地面積（量）中心の議論から、生態系の健全性・土壌・回復・ランドスケープ・サプライチェーンを含む包括的な枠組み（質）を重視した構成となったことが特徴的です。また企業が土地利用に伴う影響を数値化するための方法論として「Accounting Guidelines for Land（AGILE、土地環境フットプリント計算ガイドライン）」が開発され、今後はこのガイドラインを活用して目標設定を行う企業が増えることが期待されます。

淡水利用の改訂版ガイダンスにおいては、従来は対象外であった「地下水（Groundwater）利用の管理」が新たに重点領域として追加され、「化学物質による水質汚染（Toxic Chemical Pollution）」が新規項目として盛り込まれました。これらの改訂により、企業には地下水を含む流域レベルでの統合的な水資源管理、ならびに化学物質をはじめとする広範囲な水質改善策の実施にあたり、SBTNの方法論を参照できるようになります。将来的にも地球規模で水ストレスの深刻化が予測される中、SBTNの方法論を用いた戦略的な水マネジメントの重要性は一層高まると考えられます。

このように、SBTNでは科学的な目標設定手法の開発が着実に進み、先進企業での採用が広がりつつあります。気候変動と同様に自然分野においても科学的で透明性の高い目標設定を重視する流れが、確実に強まっているといえます。

※SBTs for Natureについて詳細を知りたい方はKPMGジャパン解説ページ「SBTs for Nature（自然に関する科学に基づく目標設定）」をご参照ください。

© 2026 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

3．ISO：初の生物多様性規格ISO17298発行の意味

2025年10月には、ISO（国際標準化機構）が生物多様性に特化した初の国際規格ISO17298「組織のための生物多様性–ガイドラインと要求事項」を発行しました。本規格は、組織が生物多様性を戦略とオペレーションに組み込むための要求事項とガイダンスを示しており、生物多様性に特化した世界初の国際標準です。ISOは、世界GDPの半分超（約44兆ドル）が自然に依存する現実を踏まえ、本規格が「企業がネイチャーポジティブ経営を実装する（企業のコミットメントを実行へと転換する）ためのフレームワークである」と位置付けています。

ISOでは要求事項の説明に「Shall」が用いられますが、ISO17298の原文で「Shall」が用いられている要求事項の一部を紹介します。例えば「4. 組織の状況」においては、生物多様性に関連する依存・影響・リスク・機会を特定することが求められます。また「6. 計画」においてはSMARTな目標（具体的（Specific）、測定可能（Measurable）、達成可能（Achievable）、戦略との整合性（Relevant）、期限設定（Time-bound）を備えた目標）を設定し、ミティゲーションヒエラルキー（回避→最小化→復元→代償）を適用することが求められています。これらはTNFDやSBTNなど、他の国際的なフレームワークと整合するように設計されています。

また、2026年に発行予定のISO14001:2026「環境マネジメントシステム–要求事項及び使用の手引」では、生物多様性が組織の考慮対象として明示的に追加されることとなっています。本規格は既存のマネジメントシステムへ自然・生物多様性の管理を統合しやすい構造となっている点も特長といえます。

図4　ISO17298の章構成

章番号	章タイトル	概要
1	Scope（適用範囲）	規格の目的と適用範囲を定義
2	Normative References（引用規格）	関連する国際規格の参照
3	Terms and Definitions （用語と定義）	生物多様性、生態系サービス、ミティゲーションヒエラルキーなどの主要用語
4	Context of the Organization（組織の状況）	活動範囲、バリューチェーン、法規制、ステークホルダーの期待の把握
5	Leadership（リーダーシップ）	方針策定、責任の明確化
6	Planning（計画）	依存・影響・リスク・機会の特定と優先順位付け、目標設定
7	Support（支援）	資源、能力、コミュニケーション、文書化
8	Operation（運用）	生物多様性アクションプランの策定と実施
9	Performance Evaluation（パフォーマンス評価）	モニタリング、測定、レビュー
10	Improvement（改善）	継続的改善の仕組み
Annex A	国際枠組みやツール一覧	GBFや関連ツールの概要
Annex B	DPSIRフレームワーク*適用例	生物多様性評価におけるDPSIRフレームワークの実践例

*DPSIRフレームワーク：環境問題の原因から影響、そして対応策までを、 5つの要素（Driving forces （推進要因）、Pressures （環境圧）、State（環境状態）、Impacts（影響）、Responses（対応））で整理するためのフレームワーク

出典：ISO17298（2025）を基にKPMG作成

ISO 17298はガイダンス規格であり、ISO14001のような認証規格ではありません。しかし、TNFDにより情報開示が進みつつあるなか、「自然や生物多様性を日常の意思決定や業務運営にどのように組み込むか」を示す統一的な国際標準として、企業の実務面で広く参照されることが期待されます。

© 2026 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

おわりに　- 自然リスクを競争力に変えるために -

2026年は、国連が主催する3つの主要な環境条約（気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約）の締約国会議が同じ年に集中的に開催される「トリプルCOP」の年です。気候・生物多様性・土地劣化という3つの危機は相互に影響し合うことから、国際社会ではネットゼロあるいはネイチャーポジティブの実現のためにこれらを一体として捉え、統合的な環境政策を推進することが重要とされています。こうした国際的な潮流は、企業にとっても単なる規制（リスク）対応にとどまらず、事業の持続性や企業価値を生み出す源泉そのものに直結する課題として位置づけられつつあります。

例えば、自然災害リスクが高まるなかで原材料調達の安定性を確保することは、コスト変動やサプライチェーン寸断の回避に直結します。また生態系の保全や再生、適正な土地利用を通じた地域との協働は、企業ブランドの向上だけではなく、長期的な事業継続の基盤強化にも寄与します。こうした一連のプロセスそのものが、単なるリスク対応を超え、企業の持続的な「競争力」につながると考えられます。

2025年のTNFD、SBTN、ISOの動向はいずれも、自然資源への依存度が高い産業に限らず、金融やテクノロジーを含む多様な分野で、企業が自然リスクを体系的に管理する動きを後押しするものでした。これらのイニシアチブは、ネイチャーポジティブに向けて自然関連課題をどのように経営戦略へ組み込み、価値創造へとつなげていくのかという次のステージへの移行を支える重要なツールとして、その役割が今後さらに高まっていくと考えられます。

ネイチャーポジティブへの移行は企業にとっても長期的な挑戦ですが、気候や社会との関連性を踏まえてイニシアチブをうまく活用しつつ総合的に取り組むことで、実現へのルートをより明確に描くことができます。自然との関係を再定義し、それを事業戦略に組み込むことが、今後の企業価値向上の鍵となるでしょう。

以上

編集・発行

KPMGサステナブルバリューサービス・ジャパン

sustainable-value@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS®Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。それは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパンは、持続可能な社会の実現に貢献し、企業の中長期的な価値向上の実現につながる施策や取組みを多方面かつ包括的に支援するためにKPMG ジャパン内に組成された組織であり、あずさ監査法人、KPMG あずさサステナビリティ、KPMG コンサルティング、KPMG FAS のプロフェッショナルで構成されています。